



# 佐賀県公報

平成16年  
6月24日  
(木曜日)  
号外第2号

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序

を定めるくじを行う場所及び日時 (〃・二二)

○参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出のあつた佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時

(印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 選挙管理委員会事項

○参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理人の選任

(告示・二六) 一

○参議院佐賀県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

(〃・二七) 二

○参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

(〃・二八) 二

○参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときのくじを行う場所

(参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示・一) 二

及び日時 (参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示・二) 二

○参議院佐賀県選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時

(〃・三〇) 二

○参議院佐賀県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時

(告示・二九) 二

○参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及び佐賀県選挙分会長職務代理者の選任

(〃・三一) 三

○参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時

(〃・三二) 三

## ○選挙管理委員会事項

### ●佐賀県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙長  
住所 唐津市和多田先石九番二号  
氏名 松 尾 紀 男

二 選挙長の職務を代理すべき者  
住所 佐賀市鍋島五丁目九番二号  
氏名 黒 岩 春 地

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、三二一、七〇四、五〇〇円である。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

平成十六年六月二十四日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松尾紀男

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲

載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十五日 午後五時三十分

●参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示第二号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者か

ら届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松尾紀男

平成十六年六月二十四日

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一場所 佐賀県庁(正庁)

二日時 平成十六年七月十四日 午前九時

定める。

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

一場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

選挙長 松尾紀男

佐賀県選挙管理委員会

二日時 平成十六年七月九日 午前十時

●参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示第三号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

一 佐賀県選挙分会长

住所 小城郡小城町八六一番地

氏名 村岡安廣

二 佐賀県選挙分会长の職務を代理すべき者

住所 佐賀郡川副町大詫間一四一八番三号

氏名 長谷川定

委員長 松尾紀男

●参議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会长告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出のあつた佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙

佐賀県選挙分会长 村岡安廣

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十六年七月九日 午前十時三十分

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号  
平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十六年六月二十四日 午後六時

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十六年六月二十九日 午後一時三十分

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十六年六月二十四日 午後一時三十分

条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 選挙権を有する者の総数の四十分を超える数に六分の一を乗じて得た数と

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一〇九人

一三、八五四人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	四三、二三九人
唐津市	二〇、八四三人
鳥栖市	一六、三六四人
多久市	六、三一九人
伊万里市	一五、六一五人
武雄市	九、〇六二人
鹿島市	八、六九〇人
佐賀郡	一九、六四九人
神埼郡	一三、五一七人
三養基郡	一四、六二四人
小城郡	一二、〇五九人
東松浦郡	一六、七八八人

西松浦郡	五、九九五人
杵島郡	一七、一四七人

申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課  
購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)

発行者 佐賀県知事 古川康平  
平成十六年六月二十四日印刷及び発行

印 刷 所 西部印刷企画(株)  
發行定日 每週月水金曜日